

新日本スポーツ連盟 東京卓球リーグ規定

2015年1月改定

※下線の引いてある第7条8を追加しました。

第1条《名称》

新日本スポーツ連盟東京卓球リーグと称する。(略称：東京卓球リーグ)

第2条《目的》

- 1、本リーグは、加盟クラブとクラブ員が目標を明確にしたスポーツ活動を通じて、競技力を客観的にとらえることによりいっそうの競技力向上を図ることをめざす。
- 2、クラブ員が恒常的なつながりを持ってスポーツの発展に寄与することができる地域に根ざしたクラブの育成に努める。
- 3、競技においても、社会的な活動においても、スポーツが文化として成り立つために不可欠なフェアプレイ精神を培う。
- 4、加盟クラブの親睦と交流を深め、東京の卓球界と新日本スポーツ連盟東京卓球協議会の発展を全体でになう組織となることをめざす。

第3条《リーグ期間》

前期（4月から9月）と後期（10月から3月）の年間2回の開催とする。

第4条《チーム編成》

- 1、同一クラブの構成員で、4人以上とする。
- 2、同一クラブの構成員でも、男女混成チームは不可とする。
- 3、同一クラブで、複数のチーム登録をすることができる。

第5条《試合形式》

- 1、1マッチ2複3単制とする。
- 2、3点先取を勝ちとする。
- 3、1チームの出場選手数は4人以上7人までとする。
- 4、試合順序は①ダブルス、②シングルス、③シングルス、④シングルス、⑤ダブルスとし、1番のダブルスに出場した選手は2、3番のシングルスには出場できない。また、ダブルスにも2度出場できない。
- 5、1ブロックのチーム数は4～5チームを基本とする。

第6条《ランク区分》

レベル別に1部、2部、3部、4部、5部、6部、7部、8部…と順次部を増やしていく。

第7条《参加資格と登録の変更》

- 1、前期・後期とも、指定された期間までに新日本スポーツ連盟東京卓球協議会に加盟し（都外のチームは東京卓球リーグの登録を行い）、本リーグにチーム登録している選手で編成されているチームの参加を認める。
- 2、前期登録と後期登録に定められた時期以外の途中追加登録は認められない。また、前期登録者の後期登録時の他のクラブのチームへの移籍は認められない。チーム登録者が脱会して個人登録する、また個人登録者が後期にクラブ・チームに編入することはできるが、クラブ・チームをやめた者は

後期において新たにクラブ・チーム登録をすることはできない。

- 3、後期登録時において認められる登録は、新規クラブと個人、前期より登録しているチームへの追加登録、また追加メンバーで構成された新規チームとチームを脱会した者の個人登録である。
- 4、前期に8名以上で登録しているチームが、前期不出場の4人でBチームとして新規チーム登録することができる。また、6名で登録しているチームが前期不出場の2名と新たに2名（またはそれ以上）を追加してBチームを登録することができる。
- 5、新規登録するチームは最下部に所属する。
- 6、前年度に複数チーム登録していて、次年度にチームを減らす場合は、一番下のチームから抹消する。
- 7、同一クラブで2チーム以上登録の場合、レベル順により上位よりABCとする。上位チームの選手は出場することはできないが、上位チームに下位チームの選手が出場することができる。ただし、各チームの選手登録の変更は2名以内とし、試合当日の受付まで認められる。
- 8、前期に上位チームに出場したメンバーは、後期において元のチームに戻る。

第8条《昇部と降部》

- 1、ブロックの優勝チームが1ランク昇部し、下位2チームが降部する。ただし各部の編成上の都合などにより、その実行が変則となる場合もある。
- 2、棄権の場合は、次期より降部する。
- 3、前のリーグに参加して、次のリーグに申込しない場合は降部する。
- 4、初めてリーグに登録する場合は、最下位ランクから出場する。

第9条《成績の判定基準》

- 1、リーグ戦最多勝のチームを優勝とする。
- 2、2チーム以上の勝敗が同一の場合は、そのブロック全試合のゲーム数、それも同一の場合はポイント勝率計算によって順位を決定する。

第10条《王座戦》

- 1、男女1部前期・後期優勝のA・Bブロックの上位2チームによる王座決定戦を実施する。
- 2、王座決定戦の男女優勝チームを表彰し、翌年度の全国選手権大会並びに全国スポーツ祭典の出場資格を与える。
- 3、競技方法は参加数により適宜決定する。

第11条《賞 罰》

- 1、優勝チームに、認定証と賞品を授与する。
- 2、エントリーにおける不正が認められた場合は、そのクラブ・チーム名を公表するとともに、次期リーグ戦の出場を許可しない。

第12条《財 政》

- 1、前期・後期とも、そのリーグ戦の申し込みの時に参加費を納める。
- 2、東京以外の他県の登録チームは、年間登録費として1チーム1,000円（後期登録は500円）を納める。

第13条《運営と体制》

- 1、リーグ委員会は、東京卓球協議会競技部のもとにリーグ戦に関する事項を執行する。
- 2、リーグ委員会は、リーグ戦の目的の遂行と競技の充実のため管理・運営を行う。また、本リーグに登録する者はすべてその活動の充実のために協力する。
- 3、リーグ委員会は、必要な時にチーム代表者（または代理）の出席を求める。
- 4、リーグ委員会は、リーグ運営に必要なリーグ細則を別途定める。